１２　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

１３　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K未満	E＝0.00407×A＋30.08
	2K以上4K未満	E＝0.00605×A＋56.13
	4K以上	E＝0.00728×A＋62.99
有機EL	－	E＝0.02136×A－16.40　（A＜4,258の場合75.0）

備考）１　E及びAは次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
A：画面面積（単位：平方センチメートル）

２　表２に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表２の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第24号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

表２　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付　加　機　能	想定消費電力量（kWh/年）
2Kチューナーを２つ以上内蔵	2.8
4Kチューナーを２つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵（HDD3.5インチ）	11.0
録画装置内蔵（HDD2.5インチ）	4.8
録画装置内蔵（SSD）	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K以上に対応）	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵（4K未満に対応）	16.7
動画倍速表示（4K以上に対応）	18.3
動画倍速表示（4K未満に対応）	17.0

備考）「動画倍速表示」とは、１秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－３　電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両等において用いるためのもの

⑤幼児用大便器において用いるためのもの

⑥暖房用の便座のみを有するもの

２　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

３　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。